

リスクコミュニケーション専門調査会(第11回会合)における指摘に対する対応状況

「今後の課題と取り組み計画について(案)」(第11回リスクコミュニケーション専門調査会関澤座長提出資料)への対応状況

今後の課題と取り組み計画について(案)	対応状況	備考
(A)リスクコミュニケーションの手法と手段(「現状と課題」の5頁より)		
(1) リスクコミュニケーションを推進するための専門家を養成する。 育成の指針について検討する(長期)(作業Ⅰ)	検討中 専門家が具備しなければならない条件等について、リスクコミュニケーション専門調査会で議論していく必要がある。	
(2) 消費者等関係者の疑問などに答えるための常設窓口を設置する。 窓口を設け疑問に答えるシステム整備する必要がある。 行政が答える内容、専門家や調査会に尋ねるべき内容、すぐに答えられない内容を振り分けるなどし、適時対応できるシステムを整備しなければならない。 (長期) (作業Ⅱ)	対応中 食品安全委員会では平成15年8月1日より「食の安全ダイヤル」を開設し、電話及びメールで一般の方からのご意見・ご質問を受け付けている。リスク評価に関する問い合わせについては事務局より回答し、リスク管理に関する問い合わせについても、リスク管理省庁の担当者に内容を照会して回答を行っている。すぐに答えられない案件については、検討した上で、後日問い合わせた者に事務局より電話等で回答している。また、頂いたご意見の内容については局内で回覧するとともに、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補として検討するなどしている。質問・回答の内容については毎月委員会に報告している。「食の安全ダイヤル」の開設時間は平日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)の10時から17時。メールについては常時受け付け。	
(3) 関係機関の縦割りを廃して、共同でリスクコミュニケーションに当たる。現状の分析と連携上の問題点を解析する。(すぐ)(調査)	対応中 「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について(平成16年2月18日関係府省申し合わせ)」において、委員会及びリスク管理機関が行う食品の安全性の確保に関する事務の調整を行うため、「リスクコミュニケーション担当者会議」を設置することとされており、おおむね2週間ごとに関係府省の担当者(別添)による上記会合を開催し、各府省の行うリスクコミュニケーションについての調整を行っている。また、委員会及びリスク管理機関が行う意見交換会においては、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、原則として、委員会及びリスク管理機関双方の担当者が出席することとしており、委員会発足以来、リスク管理機関と相互に連携して意見交換会を実施し、会場参加者からの質問に対して適切に対応するよう努力している。	
(4) 対策がまとまっていない段階から次の段階、目標を示す形で関係者との話し合いを持つ。 現状の分析を行い、今後のあり方を検討する。(すぐ)(調査)	対応中 ハザードファインディングについては、海外の国際機関との連携等検討している。	
(5) 情報公開の促進とメディアとの協力関係の促進を図る。 そのために、メディアと日頃から意見交換を行える場を設置する。 具体的な場や手法について検討する。(作業Ⅲ, 調査)	対応中 食品安全委員会では随時、メディア関係者と委員との懇談の場を設けており、その時々での食品安全の問題についての科学的な知識に関して情報提供を行うとともに自由な意見交換を実施している。	
(6) 関係者の協議体を設置し、個別テーマごとの基本的な論点を抽出しておく。テーマ別、あるいは相手別の協議体を構想し、どのようなテーマを取り上げるべきか検討する。(作業Ⅳ, 長期)	検討中 どのような問題について協議体を設けるのか、また協議体の構成等につき検討する必要がある。	

(B)今後の取組みと活動の方向(「現状と課題」の15頁より)

今後の課題と取り組み計画について(案)	対応状況	備考
1. 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言 (作業Ⅴ)(調査) (a) これまでのリスクコミュニケーション活動について整理し評価する。 : 評価基準の検討 (b) 評価に基づいた助言を行う。 : 助言のあり方の検討	対応中 食品安全委員会等の行う意見交換会には、ご都合のつく限り、リスクコミュニケーション専門調査会の専門委員にも出席していただき、そのリスクコミュニケーションの進め方・方法等について見聞していただいた上で、後日開催される専門調査会で報告を行っている。また、鳥インフルエンザやBSEなどの個別案件についても専門調査会で議事として取り上げ御議論いただいている。	
2. 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加 (a) 各委員会や意見交換会の日程をあらかじめ知らせてもらい、できる限り参加できるように調整する。(すぐ)(計画)	対応中 意見交換会の開催についてはできるだけ早めにご案内して、ご都合のつく方には出席していただいている。案件によっては、講演者やパネリスト、コーディネーターとしてご協力いただいている。	
3. 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施(調査)(計画) (a) 直接意見交換を行う目的を明らかにし、具体的な目標を定め計画的に実施する。 (b) 実施後に目標に照らした評価を行い、今後の参考とする。 (c) 学会、地方自治体、業界団体などで行っているリスクコミュニケーション活動について調査し、成功事例に学び、失敗事例についてはその原因について検討する。 (d) (c)について、必要なら共同し、あるいは支援を検討する。良い事例の広報をする。	対応中 食品安全委員会では、消費者団体、地方公共団体、食品関連事業者等と委員との懇談会をこれまで約20回開催し、その懇談の概要については食品安全委員会ホームページ上で公表している。地方自治体と委員会が共同で行うリスクコミュニケーションが円滑に行われるよう予算要求中。	
4. 関係する専門調査会等と連携して、関係者の間で意見の違いが大きい案件(農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む)、関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施(調査)(すぐ) (a) 認知ギャップの要因を検討し、理解を促進するための手段について調査する。 (b) ギャップの原因となった判断基準と、プロセスの透明性の改善について検討する。	対応中 これまで遺伝子組換え食品、薬剤耐性菌、農薬、BSEなどの関係者間で認知ギャップの大きい分野について意見交換会を実施しており、開催に際しては担当の専門調査会の専門委員には出席していただき、講演や会場参加者との意見交換を実施している。	
5. 迅速なコミュニケーションを行うためのシステムの開発(作業Ⅴ)(計画) (a) 国として行うコミュニケーションと、地方自治体、マスメディアなどに依頼するコミュニケーションとを目的、内容、緊急度、周知度のニーズなどによって整理し、それぞれにあった適切なコミュニケーション手法について調査する。	対応中 効果的なリスクコミュニケーションの手法の開発については現在御議論いただいているところ。また、事務局が関連調査に着手している。	

6. いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発 (調査)(作業VI) (a) 最近のいわゆる「風評被害」事例について原因とその防止方法を検討する。：関係府省と協力して行うべきか検討する。 (b) 上記の結果の取り扱いを検討する。	対応中	鳥インフルエンザなどの発生に伴う経済的・社会的な損失や各関係者の行動については予備的調査を実施している。	
7. 国際的なリスクコミュニケーションの推進 (調査)、(作業VII)(計画) (a) 各国、国際機関でのリスクコミュニケーションについて調査し、成功例、失敗例に学ぶ： 検討結果を整理してまとめる。：国外調査は委託する。 海外からの招待者のヒアリングとその結果の整理を計画的に行う。	対応中	リスクコミュニケーションに関して、オランダとカナダから担当者を招聘し、国際ワークショップを開催した。	

(別添)

食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について

（平成 16 年 2 月 18 日）
関係府省申合せ

食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（リスク管理を行う行政機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省をいう。以下同じ。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）に定めるところによるほか、下記に定めるところにより、相互の連携・政策調整の強化に努めるものとする。

記

1 食品健康影響評価

（略）

2 関係者相互間の情報及び意見の交換

- (1) 委員会は、基本的事項第 3 の 3 に基づき、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）についてリスク管理機関が行う事務の調整を担うこと。
- (2) 委員会は、委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、5(2)のリスクコミュニケーション担当者会議の場等において、その整合性等を保つ観点から必要な調整を行うこと。
- (3) 委員会及びリスク管理機関が行う意見交換会においては、リスクコミュニケーションの効果的な実施を図る観点から、原則として、委員会及びリスク管理機関双方の担当者が出席すること。

3 食品の安全性の確保に関する情報の共有

(略)

4 緊急の事態への対処

(略)

5 会議の開催

基本的事項第5の1(4)の関係府省連絡会議として、次に掲げる会議を開催すること。

(1) 食品安全行政に関する関係府省連絡会議

(略)

(2) リスクコミュニケーション担当者的会議

委員会及びリスク管理機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うため、「リスクコミュニケーション担当者的会議」(以下この項において「担当者的会議」という。)を設置する。

担当者的会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、担当者的会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官

厚生労働省大臣官房参事官

農林水産省消費・安全局消費者情報官

環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長

担当者的会議は、必要に応じ、構成員以外の関係府省の職員その他関係者の出席を求めることができる。

(以下略)

リスクコミュニケーション専門調査会（第 11 回会合）における指摘を踏まえた対応案とその実施

リスクコミュニケーション専門調査会（第 11 回会合） における指摘を踏まえた対応案	実施状況
10月29日に欧州からBSEの専門家や行政関係者を招聘し、講演を行うとともに消費者団体の代表や日本の専門家との間でパネルディスカッションを実施する予定である。	10月29日に英獣医学研究所TSE研究プログラム管理官のダニー・マッシューズ氏等を招聘し、BSEの最新知見などについて講演を行ったほか、プリオン専門調査会の金子座長代理を交えてのパネルディスカッションや会場参加者との意見交換を実施。
今後行う意見交換会においては登壇者の人数を必要最小限とする。	全国で開催したBSE対策に関する意見交換会では、委員・専門委員（1～2名）、事務局（2名）、厚生労働省（1名）、農林水産省（1～2人）が登壇。
主に地方で行う意見交換会を中心に、食品安全委員会のパンフレット等を配布して、リスク分析の概念と管理省庁との役割分担などを解説することとする。	食品安全委員会のパンフレット、季刊誌を配布。また、BSE対策に関する意見交換会では、「リスク分析とBSE対策」について評価、管理の役割分担および、諮問と答申について具体的にBSEに関する評価、管理内容をあてはめて図で説明。
意見交換会の開催趣旨について時間をとってきちんと説明し、論点を明確にした上で会を進めることとする。	- 各会場で意見交換会の冒頭に以下の事項について、説明した。 ○プリオン専門調査会発足以来、BSEについて議論をしてきたこと。 ○国内のBSE対策についてのリスク評価を「中間とりまとめ」として報告したこと。 ○厚生労働省、農林水産省からの諮問について、現在議論をしていること。 ○全国各地での意見交換会を行い、食品安全委員会、プリオン専門調査会に報告し、今後の審議の参考とする。
消費者が知りたい情報と行政が伝えたい情報との乖離を防ぐため、また参加者の理解を助けるために、食の安全ダイヤルや食品安全モニターで受け付けた質問についてFAQとして会場に配布する。	全国各地で開催したBSEに関する意見交換会の配布資料においてFAQを作成し、配布した。（参考資料2「BSE意見交換会における配布資料」を参照）
BSEに関するリスクコミュニケーションについては現在のところ意見交換会が中心となっているが、食品安全委員会の季刊誌（特別号）などの広報媒体も利用して効果的なリスクコミュニケーションを実施していく。なお、ビデオ等の制作については今後検討することとしたい。	食品安全委員会の季刊誌（特別号）を全国各地で開催したBSEに関する意見交換会の配布資料とし、適宜、説明の際に使用した。なお、ビデオ等の制作については検討中。

食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会（第11回会合、10月18日開催）におけるBSEに関する意見交換会についての主な指摘

1．意見交換会のあり方について

- ・ どんな趣旨で意見交換会を開催しても、参加者は最初から発言したいと思っていることを発言するだけであり、意見交換になっていない。リスクコミュニケーションという手法はあまり国民に浸透していない。繰り返して意見交換会を行っていくことが大切。行政が努力しているということを国民がやっとわかり始めたところである。
- ・ BSEに関しては、輸入問題と結びつきやすい面があるのでリスクコミュニケーションの論点を明確にして進めていかなければならない。
- ・ 意見交換会で出される意見について、今後に活かすという説明があるが、結論を出した後の取扱いを明確にしてほしい。
- ・ 現在の科学的なリスク評価も将来的には変わりうることを前もってはっきり言うべきだ。国がリスクコミュニケーションを全て直接やるというやり方は変えるべき。自治体、メディア等に助けてもらうという仕組みを作った方がいい。どんなに国がリスクコミュニケーションを直接行っても不十分な面が残ってしまう。
- ・ BSE問題はリスクコミュニケーションが国民に根付くための良い前例になるのではないか。

2．意見交換会のもち方などへの改善すべき点

- ・ 地方ではまだリスク分析の概念自体が理解されていない印象があるのでリスク分析についても説明をしていかなければならない。
- ・ 食品安全委員会の中立・公正さ、独立性をきちんと説明し、明らかにしていくことも必要。
- ・ 科学的な安全と安心は異なる。20ヶ月齢以下は科学的に安全だとしても、流通している肉は19ヶ月か20ヶ月以上かわからない限り、消費者は不安である。不安を払拭するには表示が必要であり、ポイントを絞ったディベートが必要である。
- ・ 現在の意見交換会のスタイルでは限界がある。伝えたい情報と知りたい情報に隔たりがある。国民の理解を得るには別のやり方もあるので工夫も必要。資料2のようなFAQの紙を配布したらどうか。
- ・ 登壇者の数が多い。また、会場からの意見と壇上からの回答にすれ違いがみられた。会場からの発言は、疑問というより「思い」をぶつけるという感じがある。消費者の意見を代弁する人や科学者行政等様々な立場の人でディベートをしてはどうか。
- ・ 予算との絡みがあると思うが、ディベート番組のような、フィルムをつくってはどうか。
- ・ 本日の議論を整理し、今後のBSE関係のリスクコミュニケーションに反映すべきである。